

第1項の加入金、第11条第1項の引込工事に要する費用又は第12条第2項の利用料金に未納金があるときは、当該届出と同時にこれを納付するものとします。

2 乙が放送通信サービスの利用を停止するときは、甲に対し、甲が所有する宅内設備を直ちに返還するものとします。

3 脱退及び利用の停止に伴い乙が所有し、又は占有する土地、家屋、構築物等の原状回復に要する工事の費用は、乙の負担とします。

第8章 放送

(放送番組)

第35条 放送番組は、次に掲げるとおりです。

- コミュニティチャンネル(11ch、自主放送/文字放送/し字放送/河川監視)
- 地上デジタル放送番組(NHK総合/NHKエテレ/高知放送/愛媛朝日/テレビ高知/さんさんテレビ。ただし平成27年3月31日までは、これに加えて地上アナログ放送を視聴できるように変換して提供しています。)
- BS放送番組(NHKBS1/NHKBSプレミアム/BS日テレ/BS朝日/BS-TBS/BSジャパン/BSフジ/BS11/TweIv/放送大学/Dlife)
- 有料番組(別表第2のとおり)
- ランオ放送番組

2 放送番組の内容を変更した場合において、乙に損害が生じたときであっても、甲はその賠償の責任を負わないものとします。(放送番組の内容及び放送時間)

第36条 四万十ケーブルテレビ等が制作する放送番組の内容及び放送時間は、甲が乙に配布する番組表のとおりとします。

2 地上波デジタル放送番組、BS放送番組、有料番組等は、当該番組供給者の放送番組の内容及び放送時間により再放送します。

(放送番組の内容の提供禁止)

第37条 乙は、放送番組の内容を製作者の許諾なしにビデオテープ、DVDその他の媒体に複製し(個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除く。)、第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

(放送通信サービスの提供の停止等)

第38条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、放送通信サービスの提供を停止し、加入の承認を取り消すことができるものとします。

- 乙が、条例又は規則若しくはこの約款に違反したとき。
- 公益の確保のため、特に必要があるとき。
- 乙が、宅内設備を故意に破損したとき。
- 乙が、納期から3月以上こわたり利用料金を納付しないとき。
- 前各号に掲げる場合のほか、乙が放送通信サービス運営上著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

2 前項の規定により加入の承認を取り消すときは、第9条の加入金は、返還しないものとします。

3 第1項の規定により、放送通信サービスの提供を停止し、又は加入の承認を取りした場合において、乙に損害が生じたときであっても、甲はその賠償の責任を負わないものとします。

4 甲は、第1項の規定により、放送通信サービスの提供を停止し、加入の承認を取消したときは、引込線から宅内設備を切り離し、甲の所有する機器を回収するものとします。

(免責事項)

第39条 天災地変その他甲の責めに帰することができない理由により放送通信サービスの停止があった場合において、乙に損害が生じたときであっても、甲はその賠償の責任を負わないものとします。

第9章 インターネット

第1節 加入

(ケーブルインターネットの加入申込み)

第40条 低速インターネットサービス又は高速インターネットサービス(以下「インターネットサービス」という。)の提供を受けようとする者は、加入申込書を甲に提出し、その承認を受けるものとします。

2 甲は、第9条の加入金、第17条第1項の引込工事に要する費用又は第19条第2項の利用料金に滞納があるときは、前項の承認を行わないものとします。

3 第1項の規定による承認を受けた者は、条例、規則及びこの約款の定めに従う義務を負います。

(インターネットサービスの種類の変更)

第41条 乙は、種類変更申請書を甲に提出し、インターネットサービスの変更をすることができます。この場合において、別表第4のとおり手数料を納付するものとします。

2 甲は、第9条の加入金、第17条第1項の引込工事に要する費用又は第19条第2項の利用料金に滞納があるときは、前項の承認を行わないものとします。

第2節 利用料金

(利用料金)

第42条 乙は、インターネットサービスの利用に係る利用料金を別表第5のとおり納付するものとします。

2 前項の利用料金は、乙がインターネットサービスの利用を開始する日の属する月の翌月から、その利用の停止の届出があった日の属する月まで徴収するものとします。ただし、利用を開始する日の属する月の途中でその届出をしたときは、1月分の利

用料金を徴収するものとします。

3 情報施設等の点検、検査その他必要な措置又は事故等により放送通信サービスの提供を中断したときは、第1項の利用料金を減額しないものとします。

4 第10条の規定は、第42条第1項に規定する利用料金の徴収について準用します。

(加入者の実費負担)

第43条 乙が、インターネットサービスを介して第三者が提供する有料サービスを受けたときの費用は、乙の負担とします。

第3節 利用料金の減免

(利用料金の減額)

第44条 甲は、インターネットサービスの加入推進を図る目的で推進期間等を定め、前条第2項の利用料金をそれぞれ減額することができます。

(利用料金の免除)

第45条 甲は、天災地変その他やむを得ない事由があると認めるときは、乙の申請に基づき第42条第1項の利用料金をそれぞれ免除することができます。

2 前項の規定により免除を受けたときは、前項のインターネットサービスを受ける必要がなくなったときは、直ちに甲に届け出てください。

3 甲は、前項の規定による届出があったときは、第1項に規定する免除措置を取り消します。

第4節 インターネットサービスの利用の停止等(インターネットサービスの利用の停止等)

第46条 乙は、インターネットサービスの利用を停止しようとするときは、停止の届出を甲に提出するものとします。この場合において、第42条第1項の利用料金に未納金があるときは、当該届出と同時にこれを納付するものとします。

2 甲は、前項の規定による届出を受理したときは、停止を承認します。

3 乙は、インターネットサービスの利用を休止若しくは再開する場合、別表第4のとおり手数料を納付するものとします。

第5節 インターネットサービスの提供の中断等

(インターネットサービスの提供の中断)

第47条 甲は、次に掲げる場合においては、インターネットサービスの提供を中断することができます。

- 電気通信設備の保守、障害等やむを得ないとき。
- 天災地変その他甲の責めに帰することができない事由が生じたとき。
- 通信が著しくふくそう(大量の通信の利用状態が短時間に一時的に集中し、回線が接続されない状態に置かれることをいう。)したとき。
- 甲がインターネットサービス利用者が発行したメールアドレスに対し、利用者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を感じさせる内容の電子メール(以下「迷惑メール」といいます。)を甲がその時点において妥当だと判断する基準に基づき、迷惑メールと判断した場合、利用者メールボックスへの配送の際にメール障害防止または減少させる目的で自動的に振り分けを行います。

3 第1項の規定によりインターネットサービスの提供を中断したときは、第42条第1項の利用料金を減額しないものとします。

4 第1項及び第2項の規定によりインターネットサービスの提供を中断(第2項の行為を含む。)したときは、第42条第1項の利用料金を減額しないものとします。(インターネットサービスの提供の停止)

第48条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、インターネットサービスの提供を停止することができます。

- 条例又は規則若しくはこの約款に違反したとき。
- インターネット加入者でなくなったとき。
- 加入の申込みに当たり、事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- 情報通信を故意に妨害したとき。
- 通信施設を故意に破損したとき。
- 納期から3月以上こわたり第42条第1項の利用料金を納付しないとき。
- 前各号に掲げるもののほか、インターネットサービス業務の運営上著しい支障を及ぼす行為を行ったとき。

(インターネットサービス加入者の禁止行為)

第49条 前条第7号の禁止行為は、次のとおりとします。

- 他のインターネット加入者のID(インターネット加入者を識別するために割り振られる文字列をいう。)、パスワード等を不正に使用すること。
- ひぼう、中傷、わいせつ等公序良俗又は法令に違反する行為
- インターネットサービスのシステムを利用して、他の第三者に当該サービスを利用させる行為
- コンピュータウイルス等有害なプログラムをインターネットサービスを通じて使用し、又は提供すること。
- 他の者に損害又は苦痛を与える情報を発信すること。(負担区分)

第50条 乙がインターネットサービスの提供を受けることができず、甲が指定業者を当該インターネット加入者宅へ派遣した場合において、その原因が次の各号のいずれかであるときは、当該派遣に要した費用は、乙が負担するものとします。

- 加入者宅内配線又は自営端末装置であるとき。
- 故意又は過失により、ONU及び引込線を滅失し、又は損傷したとき。(権利の譲渡禁止等)

第51条 第12条の規定は、インターネットサービスの提供を受ける権利及び地位につ

いて準用します。

(免責事項)

第52条 第39条の規定は、インターネットサービスの提供の停止について準用します。

(インターネットサービスの終了)

第53条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、インターネットサービスの全部又は一部を終了することができます。

- 地域間の情報通信環境の格差が是正され、町がインターネットサービスを提供する意義がなくなったとき。
- インターネット加入者が著しく減少し、インターネットサービス業務の運営が困難となったとき。
- 前2号に掲げるもののほか、町長がインターネットサービスを終了せざるを得ないと判断したとき。

2 町長は、前項の規定によりインターネットサービスを終了しようとするときは、当該終了を予定する日の6月前までに乙に通知するものとします。

第10章 損害賠償

(損害賠償)

第54条 何人も故意又は過失により情報施設等に損害を与えたときは、原状に回復するために要する費用及びこれによって生じた損害を賠償するものとします。ただし、甲がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができます。

第11章 雑則

(督促及び滞納処分)

第55条 次に掲げるものの督促、延滞金の徴収等については、四万十町督促手続料及び延滞金徴収条例の定めるところによります。

- 第9条の加入金
- 第17条第1項の引込工事に要する費用
- 第19条第2項の利用料金
- 第42条第1項の利用料金

第12章 罰則

第56条 甲は、次の各号のいずれかに該当する乙に対し、5万円以下の過料に処します。

- この条例に規定する手続を経ないで、引込工事を依頼し、又は施工した者
- 悪意をもって不正な機器を使用した者
- 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反した者
- 詐偽その他不正の行為により次に掲げるものの徴収を免れた乙は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該場合、利用者メールボックスへの配送の際にメール障害防止または減少させる目的で自動的に振り分けを行います。)以下の過料に処します。

- 第9条の加入金
- 第17条第1項の引込工事に要する費用
- 第19条第2項の利用料金
- 第42条第1項の利用料金

(定めなき事項)

第57条 この約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、甲と乙が互いに誠意を持って協議の上、解決に当たるものとします。

附 則

この契約約款は、平成20年8月28日から適用します。

附 則

この契約約款は、平成24年4月1日に施行し、平成24年10月1日から適用します。

附 則

この契約約款は、平成26年4月1日から適用します。

附 則

この契約約款は、令和元年10月1日から適用します。

附 則

この契約約款は、令和2年4月1日から適用します。

附 則

この契約約款は、令和3年9月1日から適用します。

別表第1 (第9条関係)		R3.9.1 より
区 分	加入金 (消費税込)	備 考
ケーブルテレビ加入金	41,910 円	

別表第2 (第19条関係)

四万十ケーブルテレビの利用料金

サービスの種別	月額利用料金 (消費税込)	
基本コース		1,050 円
有料番組コース	ファミリーチャンネル(20ch パック)	1,050 円
	衛星劇場	1,980 円
	東映チャンネル	1,650 円
	V☆パラダイス	770 円
	グリーンチャンネル	1,100 円
SPEED チャンネル	990 円	

別表第3 (第26条関係)

区 分	月額利用料金 (消費税込)	備 考
セットトップボックス	520 円 (1台につき)	当該機器の使用期間が5年経過する月の翌月からは、利用者に所有権移転するものとします。

別表第4 (第33条、第41条関係)

区 分	手数料 (消費税込)
休止、再開又は種類変更手数料	110 円/1回につき

別表第5 (第42条関係)

(1) インターネットサービスの利用料金			
コース名	最大受信速度	最大送信速度	月額利用料金 (消費税込)
低速インターネット	128Kbps	128Kbps	基本コースに含まれる
高速インターネット (ベストエフォート)	30Mbps	30Mbps	2,610 円
	100Mbps	100Mbps	5,130 円
(2) インターネットサービス付加機能の利用料金			
付加機能	初期費用 (消費税込)	月額利用料金 (消費税込)	備 考
メール追加利用料金	－	440 円	1アドレスにつき
メール転送サービス	3,080 円	－	初期費用のみ
ホームページ掲載料	－	550 円	容量 10Mb ごと
固定 IP サービス	3,300 円	2,750 円	一の加入者につき
IP 電話利用料金	IP 電話サービス提供会社の定めた料金による		一の契約につき
メールアドレス変更手数料	1,100 円	－	1アドレスにつき